

令和2年5月19日

保育施設の皆様

松戸市子ども部保育課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について
(臨時休園から登園自粛の要請へ)

日頃より本市保育行政にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

また、今回の緊急事態宣言発令下において、感染のリスクを抱えながらも子どもと保護者に向き合っていることで、大きな混乱なく、子どもと保護者は過ごすことができ、保育施設の皆様の日々の保育に大変感謝申し上げます。

さて、これまで本市では、令和2年4月8日に、必要な保育を確保したうえで保育の規模を縮小するため登園自粛の要請を行い、その後、「市内保育施設における休園について」(令和2年4月22日付)の通知のとおり、令和2年4月24日から市内保育施設を臨時休園してまいりました。

特に臨時休園期間においては、休業による収入減少で生活ができなくなるご家庭や、虐待や育児放棄などで継続的な支援を必要とするご家庭、また保護者が医療従事者や介護、インフラ関係等に従事するご家庭に対して、継続的な保育をお願いいたしました。さらに、在宅勤務の方などで長期に家庭保育を行うご家庭に対しては、各家庭に電話連絡し、子どもや保護者を支援するためのモニタリングを実施することで、細心の注意を図りながら保育を実施していただいております。

国の緊急事態宣言の期間が、令和2年5月31日までとなっていることから、市内保育施設においては、現在の「臨時休園」を解除いたします。なお、感染拡大防止の観点から、下記のとおり、保護者の皆様に対して「登園自粛」の要請をいたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 登園自粛の要請の期間

令和2年6月1日(月)から当面の間

2 お願い事項

- ・臨時休園の解除に伴い、登園者が増えることも想定されますので、保育体制の確保や、引き続き感染防止策の徹底等をお願いします。
- ・保護者の方に対して、登園自粛の要請をいたしますが、引き続き保育を必要とする方の対応をお願いします。
※なお、保育の利用にあたり、保護者の方から保育施設に対して、「保育利用申込書」の提出は求めないことといたします。

3 その他

- ・保護者の皆様には、令和2年5月20日（水）に松戸市ホームページでお知らせいたします。
- ・保育施設で感染者が発生した場合や、国・県からの要請があった場合など、保育施設を再び臨時休園することがありますので、ご承知おきください。

問い合わせ
松戸市子ども部保育課
TEL047-366-7351